

「吊り上げられている荷の下に 労働者を 立ち入らせてはならない」 (労働安全衛生法)

「吊り下」には、絶対、絶対……入らないこと
『逃げ場』の確保

レバーブロック、ワイヤー、フック、シャックル…の
安全点検

クレーンで吊り上げられた鉄枠 繊維ロープが切れて落下

近くで作業していた労働者が
倒れた鉄枠の下敷きになり、死亡
労働安全衛生法違反容疑で書類送検

「吊り上げられている荷の下に、労働者を立ち入らせてはならない」

2025/1/8(水)

昨年、新潟県の事業場において、天井クレーンを使用して重さ約1.8トンの鉄枠を運搬していた際、吊り上げられている鉄枠の下に労働者を立ち入らせた疑いがもたれています。

鉄枠を吊っていた繊維ロープが切れて、鉄枠が落下。

鉄枠の近くで作業していた労働者が、倒れた鉄枠の下敷きになり、死亡するという災害が発生しました。

労働安全衛生法では、クレーンに係る作業を行う場合で、ワイヤロープ等を用いて1か所に玉掛けをした荷が吊り上げられているときは、吊り上げられている荷の下に労働者を立ち入らせてはならないことが規定されています。